

● 全員が提出するもの

□ 1. 令和6年度扶養控除等(異動)申告書

(この申告書提出により、年末調整ができます。(提出がなければ源泉徴収税額表は乙欄です。))

- ～ ・他にメインの勤務先がある方は提出不要(所得税の確定申告をお願い致します)。
- ・障害者の方、勤労学生の方は確認書類(写し)を一緒に提出下さい。
- ・扶養親族がいない方も必ずご提出下さい。
- ・マイナンバーを忘れずご記入下さい。
- ・国外居住親族の範囲の変更に注意してください。
- ・配偶者や扶養親族に退職所得が見込まれる場合は注意してください。

□ 2. 保険料控除申告書

(この申告書提出により、保険料控除を受けることができます。)

- ～ ・他にメインの勤務先がある方、申告すべき内容のない方(記載すべき保険、共済の加入がない方)は提出不要。
- ・本年中(令和5年中)に、あなたが支払った保険料、掛金につき申告して下さい。
- ・記入した保険料については、必ず保険会社等が発行する「証明書」を添付して下さい。証明書は保険会社等から郵送されます。

《添付書類》 該当するもののみ添付して下さい。複数ある場合全て添付して下さい。

- 生命保険料控除証明書・地震(損害)保険料控除証明書
- 国民年金保険料、国民年金基金掛金支払証明書
(納税証明書・口座引落とし通帳コピー等金額の分かるもの)
→ 本人または生計一の親族が負担すべきもの。
- 国民健康保険料納付資料(納付証明書・口座引落とし通帳コピー等金額の分かるもの)
→ 1年間(1～12月)の国民健康保険料の支払総額が分かるもの。
- 小規模企業共済掛金控除証明書

□ 3. 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

(この申告書提出により、基礎控除、配偶者(特別)控除、所得金額調整控除を受けることができます。)

- ・すべての方の提出が必要です。
- ・住所・氏名をご記入のうえ、提出して下さい。

● 途中入社された方

□ 4. 令和5年度扶養控除等(異動)申告書

(この申告書提出により、令和5年分の年末調整ができます。(提出がなければ源泉徴収税額表は乙欄です。))

- ～ ・令和5年に途中入社され、申告書をまだご提出頂いていない方のみ。
- ・扶養親族がいない方も必ずご提出下さい。
- ・マイナンバーを忘れずご記入下さい。

□ 5. 前職分の源泉徴収票 (前職分の源泉徴収票を提出されない方は確定申告になります。)

- ～ ・中途入社された方で、本年中(令和5年中)に他の会社から給料を頂いていた方は、前職分の源泉徴収票を必ず提出して下さい。

● 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を申告される方

□ 6. 住宅借入金等特別控除申告書 → 税務署が発行

□ 7. 借入残高証明書 → 金融機関が発行

- ～ ・以前に確定申告で住宅借入金等特別控除(いわゆる住宅ローン控除)を受けた方で、引き続き本年も控除を受ける方は、年末調整で申告ができます。控除を受ける方は、上記6の本年分申告書に記入して7と一緒に提出して下さい。

令和5年分 年末調整チェックシート

社員コード _____ 氏名 _____

以下、 枠内の必要な箇所に✓し、提出枚数を記入の上、各申告書と添付書類を揃えて、
月 _____ 日 _____ までにご提出をお願いします。

◆ 給与所得者の扶養控除等申告書 【全員提出要 □令和5年分 □令和6年分】

令和5年分	<p>1. 本年中に家族(控除対象扶養親族等)の異動があったことなどにより訂正が必要な場合は、適宜訂正の上、提出してください。</p> <p>2. 以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、【__枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>予定を含め1年以上海外に住む扶養親族(その者に係る扶養控除・障害者控除の適用を受ける場合)がいる方</p> <p>→ <input type="checkbox"/> 親族関係書類(既提出分を除く)【__枚】 <input type="checkbox"/> 留学ビザ等書類 ※1(既提出分を除く)【__枚】 <input type="checkbox"/> 送金関係書類【__枚】 <input type="checkbox"/> 38万円送金書類※2【__枚】</p> </div>
令和6年分	<p>以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、【__枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>予定を含め1年以上海外に住む扶養親族(その者に係る扶養控除・障害者控除の適用を受ける場合)等がいる方</p> <p>→ <input type="checkbox"/> 親族関係書類【__枚】 <input type="checkbox"/> 留学ビザ等書類 ※1【__枚】</p> </div>

※1 その扶養親族が30歳以上70歳未満で、留學生の場合
 ※2 その扶養親族が30歳以上70歳未満で、令和5年中にあなたから38万円以上の支払がある場合(裏面※5参照)

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 いずれか✓→【 □提出要 □提出不要 】

以下のいずれかを支払った方は、添付する書類の口に✓を付し、**【__枚】に提出枚数を記入**の上、適宜記入した申告書とともに提出してください。

生命保険料又は地震保険料を支払った方 → 生命保険料控除証明書【__枚】
 地震保険料控除証明書【__枚】

あなた個人で①～③いずれかを**直接**支払った方※

- ①国民年金の保険料、国民年金基金の掛金 → 社会保険料控除証明書【__枚】
国民年金の2年前納で[各年に申告する]を選択した場合、[申告する年]が令和5年を添付
- ②国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料など
- ③中小機構と契約した共済掛金、iDeCoの掛金など → 小規模企業共済等掛金払込証明書【__枚】

※給与天引き分は除きます

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 いずれか✓→【 □提出要 □提出不要 】

合計所得金額の見積額が**2,500万円以下**の方は、適宜記入して提出してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 いずれか✓→【 □提出要 □提出不要 】

1. 合計所得金額の見積額が、以下の①②いずれにも該当する場合は、**適宜記入して提出**してください。

- あなたの合計所得金額…**1,000万円以下**(給与のみ→年収1,195万円以下※3)
※3 所得金額調整控除適用者は1,210万円以下
- 配偶者の合計所得金額…**133万円以下**(給与のみ→年収201.6万円未満)

2. 以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、**【__枚】に提出枚数を記入**の上、提出してください。

予定を含め1年以上海外に住む配偶者(その者に係る配偶者控除等の適用をする場合)がいる方

→ 親族関係書類※4【__枚】
 送金関係書類【__枚】

※4「給与所得者の扶養控除等申告書」で既に提出している場合は不要

◆ 所得金額調整控除申告書 いずれか✓→【 □提出要 □提出不要 】

以下の該当者は、**適宜記入して提出**してください。

年収**850万円超**で、右のいずれかに該当する方

- ①あなたが特別障害者に該当する
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する

◆ その他 いずれか✓→【 □該当 □非該当 】

以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、**【__枚】に提出枚数を記入**の上、提出してください。

住宅ローン控除適用者(2年目以降) → 住宅借入金等特別控除申告書【__枚】
(税務署から当初届いたもののうち令和5年分又は平成35年分)
 年末借入金残高証明書【__枚】
(毎年金融機関から送付されるもの)

今年からここで働き始めた方 → 給与所得の源泉徴収票(本年分のみ)【__枚】
(他の給与支払者から交付を受けたもの)

提出前に、【全員提出要】や【提出要】の申告書、✓した添付書類に準備忘れがないか、ご確認ください。

添付書類は、こちらに貼付して提出してください。

例.

- ✓ 前職の給与所得の源泉徴収票
- ✓ 親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類^{※5}
- ✓ 生命保険料控除証明書
- ✓ 地震保険料控除証明書
- ✓ 社会保険料控除証明書
- ✓ 小規模企業共済等掛金払込証明書 等

※5 「38万円送金書類」とは、
「送金関係書類」のうち、あなたからその扶養親族に、本年中に
生活費又は教育費に充てるために支払った金額の合計額が
38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

貼付前に、ご確認ください。

源泉徴収票や証明書に記載された年は「令和5年」「2023年」になっていますか？

→“令和4年”“2022年”など、本年ではない書類は適用できません。記載されている年をご確認ください。

証明書に係る保険料などを支払った人は、申告者(あなた)ご自身ですか？

→負担者が申告者(あなた)自身でなければ、控除を受けることはできません。

[主な用語]

- 扶養親族…所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が48万円以下の人
- 控除対象扶養親族…扶養親族のうち
 - (1)日本に住所がある(または、現在まで引き続き1年以上日本に住んでいる)16歳以上の人
 - (2)海外に1年以上住んでいて(予定を含む)
 - ①16歳以上30歳未満の人
 - ②70歳以上の人
 - ③30歳以上70歳未満の人で、次のいずれかに該当する人
 - イ) 留学生
 - ロ) 障害者
 - ハ) その年に生活費又は教育費としてあなたから38万円以上の送金を受けた人
- 同一生計配偶者…所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が48万円以下の人